

# 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し概要

## 災害の想定

(現行)  
敦賀原発にて、米国スリーマイル島事故等が発生した場合を想定

(見直し)  
敦賀原発、美浜原発、大飯原発、高浜原発で福島第一原発事故と同規模の放射性物質が外部に放出したと想定

## 予測される影響

(現行)  
本県においては人体に影響がおよぶ恐れはない

・希ガス(キセノン)：防護措置を講ずる水準にはない  
・放射性ヨウ素：甲状腺被ばく等価線量が、

100mSv以上  
高島市・長浜市の一部区域

50mSv以上  
概ね県内ほぼ全域

**防災対策を重点的に充実すべき地域**  
(滋賀県版UPZ)

**放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置を実施する地域(PPA)**

高島市、長浜市の一部区域

県内全域に影響するおそれ

## リスクコミュニケーション

原発事故に対し、正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し合理的な選択と行動を行うことができるよう、リスクコミュニケーションの実施方を記載

事業者からの迅速な情報収集/伝達と住民等に対する情報伝達

環境放射線モニタリングについて、わかりやすい情報提供

原子力防災についての正しい知識の普及と情報共有

(放射性物質の人体や環境への影響等)

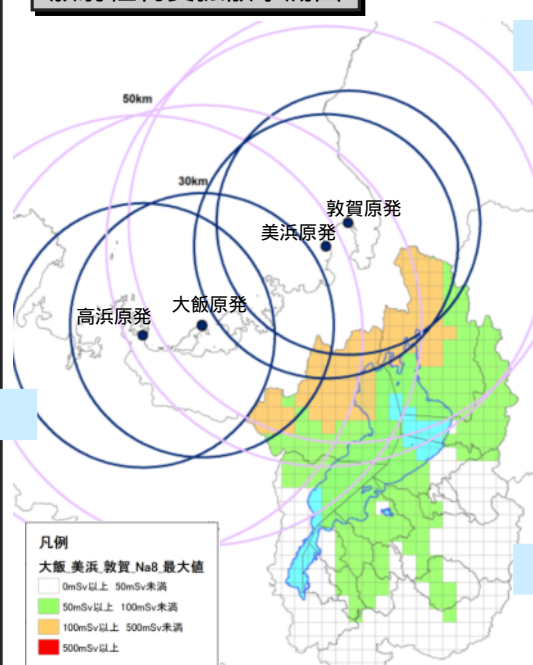
防災業務関係者に対する研修

(職員への研修)

防災訓練の実施

重大な事故等緊急時の相談体制の整備

## 放射性物質拡散予測図



滋賀県琵琶湖環境科学センター予測図

## 情報収集・連絡体制

(現行) <国/事業者/所在県> <県> <関係市> の情報の流れを、  
(見直し) <国/事業者/所在県> <県> <県内市町> に拡大  
SPEEDI情報の運用体制の整備

## モニタリング体制

・監視体制の強化：モニタリングポスト、モニタリングカーの配備  
・モニタリング計画/体制の見直し：  
企画統括班、情報収集記録班、モニタリング班

## 災害対応急体制

災害警戒本部、災害対策本部の設置基準

【フェーズ1】重大なトラブル連絡他	警戒体制
【フェーズ2】緊急通報他	災害警戒本部の設置
【フェーズ3】特定事象	災害対策本部の設置
【フェーズ4】緊急事態宣言	

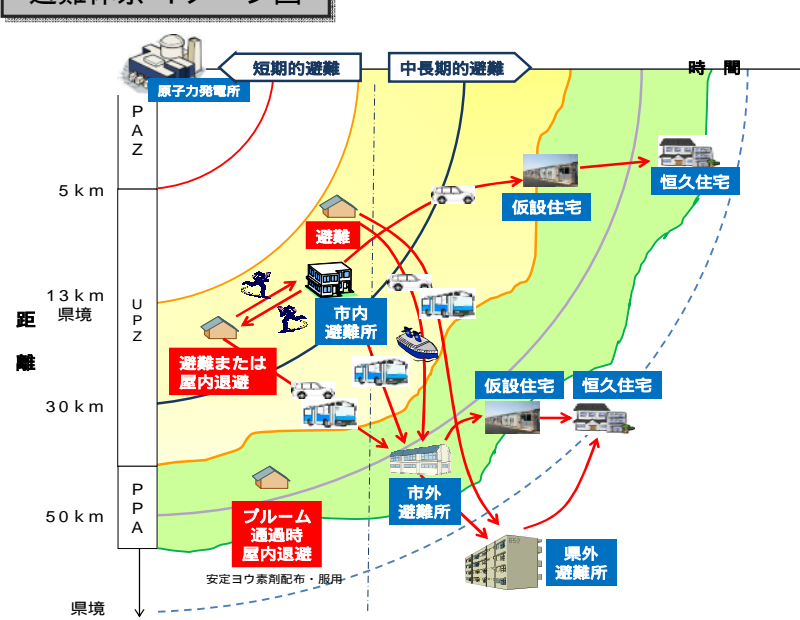
## 避難計画

・避難等のための初期活動開始指標  
・広域避難に伴う受入市町の措置  
・市町への協力応援体制  
・近隣府県市、関西広域連合に対する応援要請

レベル	外部被ばくによる実効線量 (mSv)	内部被ばくによる等価線量 (mSv)	防護対策
第1	5~10	50~100	屋内退避
第2	10~50	100~500	コクリト屋内退避
第3	50以上	500以上	避難

なお、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用など防護措置を決定するための判断基準については、国の原子力安全委員会において検討中であり、この見直しを踏まえ、今後さらに改訂

## 避難体系イメージ図



## 要援護者への配慮

・関係市が行う避難誘導、情報提供、避難所の生活環境整備にあたっての配慮協力  
・高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるよう助言、協力

## 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応

緊急時モニタリングにより、放射線量が中長期的に高水準になる恐れのある地域

国が、該当地域を計画的避難区域等に指定した場合、県は、関係する市町に避難に必要な事項について指示を行う。